



Title	国立大学文書館の現状と課題
Author(s)	西山, 伸
Citation	北海道大学大学文書館年報, 1, 2-17
Issue Date	2006-02-28
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43362">https://hdl.handle.net/2115/43362</a>
Type	other
File Information	1_2-17.pdf



〈 講 演 〉

国立大学文書館の現状と課題

西 山 伸

はじめに——国立大学文書館 [ぶんしょかん] とは——

京都大学の西山と申します。私は文学部の日本史の出身で、1993年から京都大学百年史編集史料室の助手を務めていました。その間、北大125年史編纂時に京都大学百年史の経験をお話ししたことがあります。そして、2000年11月に京都大学大学文書館が発足しまして、私が01年3月から専任教員として勤務をする形になり、現在に至っています。

私は京大のことはある程度わかるのですが、他の国立大学の文書館のことは聞いた話であるとか、読んだ話ぐらいでしか知りません。今日は国立大学全体の文書館の状況についてとのことでしたので、できるだけ普遍性をもたせる方向でお話しします。話題によってはちょっと歯切れが悪くなる場所があるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思えます。

国立大学では最近、文書館がいくつかできていますが、一体文書館とはそもそもどういうものなのかということは考えなければいけないところです。大学において、特に大規模な大学においては、同じように資料を収集して利用したり公開したりする施設として、例えば図書館があり博物館があります。これはイメージとして似ているだけではなく法令上においても共通性を持っています。現在の国立大学は情報の公開にあたって、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の下にあり、この「情報公開法」はご承知のように大学が持っている文書、国立大学の場合は法人文書ですが、その厳密な管理と一般への公開を定めた法令です。その法令に例外の規定がありまして、第2条第2項第2号に、歴史的もしくは文化的な資料、または学術研究用の資料として特別な管理がされているものは適用外であるとあります。図書館、博物館、それから文書館はみな、この「情報公開法」第2条第2項第2号の例外規定の適用を受けている機関、つまり、大学の一般的な事務文書ではない、歴史的もしくは文化的な資料、または学術研究用の資料として特別な管理がされているものを扱っている機関である、という共通性を持っています。

ですが、私が考える大学の現在できつつある文書館は、図書館や博物館、あるいは文書館 [もんじょかん] とは異なります。厳密に言うと国立大学に文書館 [もんじょかん] と名の付くところはありませんが、類似の機能を果たすところであれば、規模は非常に小さいですけども京都大学文学部では古文書室という施設が所蔵している中・近世の文書の管理と公開作業を行っていますし、大規模な部局で言えば東大の史料編纂所も似ているか

もしも。そういう古文書を扱う施設とこれから申し上げる大学の文書館は基本的な機能が異なっているということ、まず、前提として申し上げたいと思います。

## 1. 歴史と現状

国立大学にできた施設の必ずしもすべてが文書館という名前ではありませんが、ひっくり返して文書館ということにします。文書館がどのような歴史と現状を経て今に至るのかをまずお話しします。大胆に「情報公開法」以前、「情報公開法」以後というふうに切ってみました。いろいろところで類似の話をしてはいますが、ここまではっきりさせたのは初めてです。これから申し上げる文書館の特色を際立たせる意味であるご理解下さい。

### 1-1. 情報公開法以前

国立大学において、大学の歩みを示す資料を収集・整理する施設としてどこが一番最初であるかははっきりとわかりませんが、定説としては1963年の東北大学記念資料室であると言われています。非常に瀟洒な木造2階建の建物にある、現在は東北大学史料館と名前が変わっていますが、この東北大学記念資料室が嚆矢ではないかと言われています。東北大学記念資料室ができた経緯は、この直前に『東北大学五十年史』が完結しまして、大学沿革史の中で非常に評価の高い本でしたが、当時担当されていた先生方がそこで集めた資料を残していきたくて記念資料室を作ったと聞いています。最近、史料館に属している方から、それだけではなく当時の事務方がやはり50年史で集めた資料を何とかしなければならぬという認識を持っていたと、ちらっとうかがいましてなかなか示唆に富む話だと思っています。

その後20年以上間があきまして、1987年に東京大学史料室が安田講堂の中にでき、東大100年史時代に集めたさまざまな行政文書や元総長の個人資料などを公開・利用に供しています。『東京大学百年史』全10巻がこの前の年に完結しまして、その資料をどうしていくかと、当時委員長でおられました教育史の寺崎昌男先生などが大変ご尽力されて作られた部屋だと聞いています。

その後、1992年に九州大学大学史料室、96年に名古屋大学史資料室、それぞれ微妙に名前が違いますが、大学史資料の収集・保存・整理・利用を行っていく施設ができてきました。東北大と東大の例は申し上げましたが、九州大学もこの直前に『九州大学七十五年史』が完結していますし、名古屋大学も『名古屋大学五十年史』が完結しています。そういった経緯からも、これらの機関は、沿革史を編纂した後の資料の整理ならびに利用と、それに基づいた研究が主眼となって作られた部屋だと言えらると思います。

お恥ずかしい例ですが、京都大学では1967年の『京都大学七十年史』出版後、その時に集めた資料はどこかへ行ってしまったという経緯がありました。おかげで100年史に関わった人間が大変苦労させられたわけですが、それまではむしろそういったことが、普通であ

った時期が長く続いていました。つまり、沿革史編纂は大学の記念行事として行うところが少なくありませんでしたが、それが一過性の事業として終わってしまえば、使った資料は、例えば段ボールに詰められて図書館の隅に置かれて、担当者が変わったら訳がわからなくなるとか、あるいは執筆された先生がご自宅に持って帰ってしまってそのままどこかへ行ってしまふとか、そういった例が珍しくなかったわけです。それではまずいというのがまず一つ。もう一つは、沿革史自体に、記念行事のお持たせや土産ではなく、きちんとした学術的な批判に耐え得るものができること。先程、『東北大学五十年史』の評価が非常に高いと申し上げましたが、大学沿革史の評価を本格的なものにしたのが『東京大学百年史』だと私は思っています。どういう意味で学術的な評価が高いかと申しますと、歴史学としては当然の手続きですが、一次資料をきちっと使ってそれに対する資料批判も入れながら、どういう典拠でこの論を展開しているか、例えば資料編などを使って読者に提示しながら論を進めていくというスタイル、いたずらな創立者その他の顕彰ではなく、一次資料をもとにした学術的な批判にも耐え得る沿革史であったということです。そこで使われてきた資料をそのままにしておくわけにはいかない。そういう流れが背景にあったと私は理解しています。

私の大学になります、京大100年史の仕事を始めた1993年頃は、このような状況で、この資料を70年史のようなことをしてはいけない、何とか残して、例えば大学史の研究センターのようなものに将来はしなければならぬということを考えながら編纂を始めていたことを覚えています。

## 1-2. 情報公開法以降

その状況が変わってくるのが、「情報公開法」です。施行は2001年4月ですが、当然その前段階から議論が行われ、大学の中でも「情報公開法」にどう対応したらいいかというワーキンググループや委員会ができていたはず。京都大学でも1997年くらいから、「情報公開法」に関するワーキンググループができ、どのような形で対処していくべきか議論が重ねられていたと聞いています。

大学の文書は文書管理規程があって、どういう形で管理するかとか廃棄はするのかしないのかとか、そういうことを本来きちんと決めておくべきものですが、京都大学は実はそういった文書管理規程がなくて、各文書の保存あるいは場合によっては廃棄を含めた管理が個々の担当者に任されていたというのが現状であったようです。それではいけないということで、まず全学にどれだけの事務的な文書があるのかという把握からこの「情報公開法」の対応の作業を始めました。その作業をやっていながら、文書管理規則を作っていく際に事務文書にはその実務上の重要度に応じて保存期間を設定します。これは勿論総務省のほうで雛形があってそれに対応する形で作っていくわけですが、事務遂行上重要であれば当然、保存期間は長くなります。これも大学によって微妙に差がありますが、京都大学の場合は最長30年と設定し、10年、5年、3年、1年というように、重要度に応じ各文

書、具体的にはファイル単位の保存期間を定めていきました。

「情報公開法」では、あくまでも現在の事務上使っている事務文書である「現用文書」が対象になります。ですから、今、申し上げた30年、10年、5年、3年、1年の分が「情報公開法」の対象になるわけで、この管理は当然のことながら法令に基づいて厳密にやらねばいけないという議論は比較的すんなりいったと聞いています。ただ、そのワーキンググループの中で、その保存期間が終わった文書である「非現用文書」はそのまま放つてもいいのかという議論が起きました。現用文書に関しては「情報公開法」の対応で、それぞれの事務担当者、それぞれの部署が開示請求や公開に応じていくわけですが、非現用文書はどこかに一括した管理をして、例えば歴史的資料としてきちっと保存するシステムを作った方がいいのではないかという議論が、この「情報公開法」への対応を考えていく中で京大では出てきたと聞いています。

今、申しあげましたような「情報公開法」に基づく厳密なファイル管理、それに関わり非現用文書の管理、つまり一貫した文書の管理が必要なのではないかという議論が、京都大学の大学文書館ができた重要な契機の一つです。もう一つは、私が仕事をしていました『京都大学百年史』が2001年に完結しましたので、この資料を使って研究や教育などさまざまなことができるのではないか、そういう施設が必要なのではないかというのが一方の契機になるわけです。つまり、京都大学大学文書館は「情報公開法」に基づく非現用文書の管理、それから100年史編纂のために使った資料の管理と、その二つのルートからでき上がったこととなります。

その際、細かい話ですが、私が属していた「京都大学百年史編集史料室」と「京都大学大学文書館」は別組織でした。それまでは、例えば「東京大学百年史編集室」が「東京大学史史料室」になる、「九州大学七十五年史編集室」が「九州大学大学史料室」になるといように組織的にもつながっていたわけですが、京都大学は「情報公開法」を睨んで沿革史編纂の後継組織ではなく、実際には人的にも所蔵していた資料や図書も引き継いでいるわけですが、組織上は一緒ではないというところからスタートしました。こうした点でも、設置の経緯をある程度ご理解いただけるのではないかと思います。

その後少し間があいて、ここ1、2年、いくつかの大学で次々と類似の機関ができ始めています。昨年は広島大学文書館がスタートしました。それから同じく昨年は名古屋大学大学文書資料室、これは1996年にできました名古屋大学史資料室が組織換えを経て大学文書資料室になったものです。「大学史」が「大学文書」に変わったということになります。それから今年の4月には、九州大学大学史料室が九州大学大学文書館に改編され、5月にはここ北海道大学にも北海道大学大学文書館が立ち上がりました。これらの組織は、例えば北大の場合は125年史編纂終了も念頭にはあったかと思いますが、大学が所持している事務文書、特に非現用文書の管理が大なり小なり影響を及ぼしたことは間違いないだろうと考えています。

法人文書はまず担当する部署で作成され、あるいは収受します。その作成、収受に始ま

って、現用の期間を過ごし、それがやがて非現用になります。非現用になって然るべき、例えば公文書館や文書館に移管され、場合によっては物理的にも廃棄されます。文書が生まれてから捨てられるまで、あるいは最終的に保管されるまで、人間の一生のようなルートをたどるといって「文書のライフサイクル」という言葉を使っている方がいます。それに倣うとすれば、文書館は、大学の法人文書のライフサイクルの一番最後の段階において、それを歴史的な資料として一般に公開していくという機能を持つところだとご理解いただいても結構だと思います。

例えば、規程上どう反映されているか簡単に触れておきますと、「京都大学における法人文書の管理に関する規程」、これが京都大学における文書管理規程になりますが、この第9条は「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間とする）が満了した法人文書は京都大学大学文書館へ移管するものとする」という義務の規定になっています。当時は珍しかったです。類似の機関でも、大体「移管できる」とか「移管にあたっては室長と相談するものとする」というものだったのですが、規程上「移管するものとする」と定められ、これが「文書のライフサイクル」の終着点となるということを規程上保障したということです。勿論、法人文書以外にも多くの資料を持っていますが、文書館は、血液のようにこういった文書が絶えず移管されてくることによって生身を保っているのではないかと考えています。そんな意味では「法人文書の管理に関する規程」第9条は、文書館にとって非常に重要な規定になるということで、モットーは「9条を守れ」だとよく言っているわけです。

そのような形で「情報公開法」以後、少しこれまでとは性格の異なった組織ができつつあるというのが現状かと思っています。その背景には、半分自己PRも込めた話ですが、一つは大学における事務機構にとっての有益性という問題があります。非現用になった膨大な文書の一元的な管理、例えば、捨てる作業を全て請け負ったり、文書の評価も請け負ったり、きちんとした場所に管理していつでも閲覧可能にしておくとか、そういう物理的な管理という意味での有益性もあるわけです。京大の場合ですと100年ちょっとの間、組織としてどういう動きをしてきたかということの集積が法人文書にはあるわけですから、それは組織にとっては非常に貴重な経験の蓄積であり、抽象的な言い方になりますが、大学がどのように変わっていくか、あるいは動いていくかということを考える上での基盤となる資料のはずだと思っています。こういった資料をきちんとした形で保存するところを置くことは大変役に立つだろうと思っています。

それから、もう一つは、現在、国立大学も含めた大学の個性化が言われていますが、本当の意味での個性化というのは、やはり歴史的な前提を踏まえなければ考えることができないという点です。その基盤となる組織が必要なのではないかとということも、こういった組織ができていく背景として考えてもいいのではないかと考えています。

威勢のいいことを申しましたが、実態はまだお寒い限りで、例えばそれぞれが所属している人員は非常にうら寂しいものがあります。京大では専任の教員が3人で、仲間内では

これで一番大きいんですけども、京大の中では一番小さな独立部局です。助教授が1人、助手が2人です。他に例えば広島大学は専任の助手が1人しかいない。あとは非常勤の方たちで補っています。扱っている資料の量に比べますとまだ人員は少ない。あるいは施設の的にも、設備的にも、京大は大きな設備を得ることができましたが、そういったところでまだ不自由されているところもあります。

ただ、そういうことを踏まえましても、近年の変化はやはりある意味、画期的であるだろうと考えています。先ほどお名前を出した寺崎昌男さんが、こんな総括を近年しておられます。「日本で、これまで、著者その他の関係者が唱えてきた大学アーカイヴズ論は、沿革史編纂作業始末論という趣を持っていた。だが、現在および将来の大学アーカイヴズ論は、とりもなおさず大学改革論であり、また個別大学がサバイバルを越えて大学らしく発展するための提案である」と。

## 2. 機能

次に、機能のほうに移ります。こんな形でできがりつつある国立大学の文書館が、実際にどういう活動をしているのかをいくつかご紹介します。

### 2-1. 資料の収集・整理・保存・公開

まず、資料の収集・整理・保存・公開をあげました。文書館にとってみれば、これが最も重要になります。まず収集では、大学文書館における資料とは何か、これが図書館、博物館等との違いとも重なるわけです。取り敢えず、「現在に至る大学の機関としての営みを示す資料」とします。大学をめぐる資料は非常に数多くあるわけですが、ここで私が念頭に置いているのは、行政面を中心とした大学の営みの軌跡を示す資料です。

具体的には、京大の場合、三つ考えていまして、一番目は非現用の法人文書です。これは味も素っ気もないものが大半です。特に近年の会議の議事録などを見ましても、議事と結論が書かれているのみで、途中の議論や代案はほとんどわかりません。他の法人文書も似たり寄ったりですが、百何年か最も系統的にかつ継続的に管理されてきた資料が、この非現用の法人文書であることは間違いのないわけです。大学の歩みを示す資料としては、まず第一番目にくる資料と考えています。

二番目に学内刊行物をあげています。これも大学の個性化とか改革とかいろいろ言われる中で、各大学は毎年膨大な量の刊行物を出していますし、各学部や研究所ごとにも出していると思います。例えば、学生向けの入試の案内や学部の紹介もありますし、学生に対するシラバスもありますし、あるいは自己点検評価報告書もあります。これは、大学が自らの意志を公的な形で対外的に示しているものと位置付けることができますので、文書館としても非常に重要な収集物として考えるべきであろうと思っています。

三番目は個人資料です。例えば、卒業生や元教職員のような京大と関係された方が個人

として持っておられる資料、具体的には手紙とか日記とかメモ類とか、あるいは学生運動のビラ等のようなものです。そういう物を一括して個人資料と称しています。あるいは、同窓会の資料であるとか、クラブ関係の資料なども含まれます。

一、二番目は比較のご理解いただき易いのですが、三番目はなかなかそうはいきません。実際に仕事をしていても大変悩むことことがあります。例えば、ある個人の資料について、京大関係者であれば一切合切持ってくるのかという話になるわけです。歴史学としては多分それが基本だろうと思います。いろいろ史科学の研究も進んでいまして、例えば、机のどの引き出しに入っていたのかということも、その人にとって大事なものは右利きであれば右側の一番上にしまうであろうとか、本棚のここにしまうのではないとかということまでやらなければならないとも言われています。確かにそれはその通りだろうと思いますが、ここではやはり、私は原則として大学の機関としての営みを示すものを優先的に考えたいと思っています。例えば、まだそういう体験はあまりしていませんが、蔵書類は基本にお断りをするという形になります。一方、論文の原稿などは境界線上にあるわけです。そういった物はケース・バイ・ケースで対応していると言うしかありません。引き取る場合もあるし、もっといいところを紹介するという場合も出てきます。

今、申し上げたところはグレイ・ゾーンになるわけですが、原則としては大学の機関としての営みを示す資料、これが図書館あるいは博物館と一番違う点ではないかと思っています。図書館はご承知のように図書、一般的な図書や古文書類、資料類などを収集して公開していくのが図書館です。博物館は、大学の博物館であれば、大学の構成員あるいは大学の関係者が学術標本として集めたもの、教材用として集めた古文書類、あるいは逆に生産物として出した研究成果、そういった物を蓄積し公開していくのが大学博物館であるのだろうと思っています。ですから、大学文書館とは基本的に役割が違うと思っています。

## 2-2. 調査・研究

資料の整理・保存・公開等を踏まえた上で、二番目の大きな業務としては調査・研究があげられます。これは大きく二つに分かれていまして、一つはアーカイヴズ論と言っているかと思っています。アーカイヴズあるいは文書館といったものの理念的な検討であるとか、あるいは、目録をどういったふうにしていったらいいとか、配架はどうするのが適当であるとか、文書の公開の基準であるとか、選別・廃棄はどう考えていったらいいとか、そういった実践的な面も含めたアーカイヴズ論についての調査・研究です。

もう一つは、自らが所属している大学だけではなく、大学ならびに高等教育一般の歴史あるいは現状についての調査・研究です。例えば、少し前、九州大学大学史料室では科研費で「九州帝国大学における留学生の研究」という調査をされたりとか、あるいは京大の文書館では今、「学徒出陣」についての調査・研究を行っていて聞き取り調査ならびにデータの確定をやっているとか、そういうプロジェクトを組んで調査・研究を行っているところもたくさんあります。そういった調査・研究の成果は、当然、各館が出している紀要や

資料集に反映されています。

### 2-3. その他

その他にも非常に多彩な活動があって、一つは「展示」があげられます。代表的なのは東北大学史料館です。非常に広い展示スペースを持っていて、300平方メートルを超えるくらいだったと思いますが、そもそも東北大学は1963年に記念資料室ができてから、展示が一つ大きな目玉になっていたということを聞いています。現在も東北大学についての常設展ならびに年に数回の企画展を所蔵資料中心に展開しています。京大の大学文書館でも、時計台記念館の片隅を使って通史の展示をやっています。

それから「教育」。つまり、自らの大学の歴史に関する教育ということです。これも最近です。ここ10年ぐらいの間に注目され出したところで、展示も教育も国立大学だけではなく私立大学の類似の機関のほうが寧ろ熱心かもしれません。それは大学のアイデンティティとも非常に関わってきます。国立大学で比較的早く始めたのは九州大学ですが、京大でいえば「全学共通科目」つまり昔の教養科目で、自らの大学の歴史について教えるという授業を持っています。そうした授業にこの文書館が直接、あるいは中心となって関わっていくところが増えてきています。今、申し上げました九州大学、それから名古屋大学でも始めていますし、広島大学でもやっていると聞いています。私も担当しています。最近の学生達は、偏差値の輪切りで、どうして自分がこの大学を選んだかという主体性のないまま入ってきて、どこどこの大学生というアイデンティティを持たないまま卒業していく学生が大半だという認識があるとされています。俗に「自校史教育」と言っていますが、そういった学生に今、自分がいる大学というこの場はどういう歴史を持っていて、どういう経緯で現在に至るのかということ資料に基づいた形できちっと教えることによって、学生にアイデンティティを与えるということを目的としてあげているところも多いです。これは一方で、単純なナショナリズムに陥ってしまう危険性があり、学生の感想も、他の大学ですが、「自分はこの大学に入ってよかった」とか「こんな歴史があるなんて素晴らしい」とか非常にある意味、素朴な感想が返ってきて、これはちょっとどうかなと私は個人的に思うのですが、いずれにしろ学生が非常に長い時間を過ごす場としての大学というものが一体どういう経緯を経てでき上がってきたのかを知ることは、私は一般論としての教養教育としても非常に重要であると思っています。あるいは、歴史的なものの見方を自らが属する大学という身近なものを素材にして教えることは学生にとっても非常に身になるものだと思います。自校史教育はアイデンティティ云々よりも、寧ろそういった意味で非常に重要ではないかと個人的には思っています。

「教育」に準じて言いますと、京大で昨年度から少しずつ始めたのですが、新採職員の研修にちょっと喋ってもらいたいという話も来るようになりました。昨年の10月は展示の案内をただけだったのですが、この4月には90分間を貰いまして、創立期について現在とどうつながるのか、つながらないのかという話をしました。こういったことも直接業務

の役に立つとは思いませんが、自らの職場に対する物の見方というものが少し深まるという役割もあるという気がしてやっています。

それから、オーラル・ヒストリーをやっているところもあります。オーラル・ヒストリーは、最近、特に戦後政治史で積極的に導入されてきていますが、つまり、公人が公の場でされてきたことなどをきちんとした形で記録に残していくという趣旨です。例えば、九州大学では、大学改革について事務局長経験者にオーラル・ヒストリーを積み重ねていくとか、広島大学でも同じようなことをやっているなど、文書館が主体となってやっているところもあります。

### 3. 新たな動き

こういったいろいろな機能を持っているわけですが、昨年できました二つの文書館は、さらにそれに加えて新たな動きを見せつつあると私は解釈しています。

一つは名古屋大学大学文書資料室です。「名古屋大学大学文書資料室規程」第1条に「名古屋大学に、本学の半現用及び歴史にかかわる文書並びにその他の記録を管理し、調査研究を行うとともに、本学情報の公開に積極的に対応するため、名古屋大学大学文書資料室を置く」とあります。「半現用」というタームが出てきます。先程、私は「現用」と「非現用」と申しましたが、「半現用」というタームが大学の規程の中に初めて登場してきたのが名古屋大学だろうと私は思っています。「半現用」の定義が、私は個人的にはちょっと曖昧だと思っているのですが、つまり「非現用」ではなく、「現用」だが事務がそう頻繁に使うものではない、それぐらいの意味付けが別の規程の中でされています。ですから、二つに分ければ「現用」ですけれども、例えば、事務が自分の部屋の棚に置いておいて常にそれを参照するというものではない、それぐらいの意味です。この何が新しい部分かと言いますと、先程、私は大学文書館の役割は「非現用」の資料・文書を歴史的資料として「情報公開法」の例外規定にそって公開することだと申し上げたのですが、そこを一步踏み出しています。名古屋大学大学文書資料室は、それに飽きたらず「現用」の方まで手を伸ばしてきたということがこれまでと違うところです。これにはいろいろな背景があって、現用文書を受け身として受け取っていただけではきちんとした管理ができないという実態があり、「現用」の方の管理まで、できれば文書館相当施設が手を伸ばしていきたいという思いがあるわけです。そのことを規程にも反映させて、ルールとして作ろうとしたのがこの名古屋大学であると私は理解をしています。昨年4月に作られた規程で、現実問題としてどう機能しているのかということまでまだ至っていないようですが、中期目標・中期計画の中で、名古屋大学大学文書資料室も6年間に「半現用」も含めた文書管理システムの運用を開始するという宣言していますので、ちょっと動向は注目すべきであろうと思っています。

もう一つ、広島大学文書館で新たな動きがありました。「非現用」の法人文書は俗に「組

「組織共用文書」とも言いまして、組織が組織として管理している文書、だから保存期間も決まっているし、システム化されて移管されてきます。しかし、実際にはそれだけではなく、事務官は会議の時に自分なりのメモを作ることがあるわけです。例えば、課長が会議に出て実際におこされる議事録とは別に自分のメモを作って、誰が何と発言したかなどを書いて、自分の覚えとして棚に置いておくことは珍しいことではありません。これまでは個人的なものとして、その課長が異動すれば捨てられたり、持って行かれたり、あるいは次の課長に渡す場合があるかもしれません。それを把握しようというのが広島大学の意図です。「手元文書」と広島大学では称していますが、そこまでやっていくべきだという意見です。それから、今、新聞などをよく賑わせているように、今年の4月から「個人情報保護法」が施行され、公的機関は個人情報のさらに一層の厳重な管理が求められています。国立大学にも、学生や職員に関する個人情報がたくさんあり、その漏洩が非常に危惧される状況にあります。文書館は、そういった漏洩を防ぐ手だてを考える主体として、つまり、「現用」文書の管理全般を預かる機関として存在する可能性があるということを、広島大学では盛んに上層部に働きかけているようです。そのあたりの状況は、広島大学文書館長小池聖一さんがかなり詳しくお書きになっています（小池聖一「国立大学法人化のなかの大学文書館——広島大学文書館の設立とその問題点——」『京都大学大学文書館紀要』第3号、2005年3月）。京大の方向性とはちょっと違うのですが、今の文書館の中にはこういった新しい動きがあることも一つ注目して見ておくべきではないかと思っています。

## 4. 今 後

今後という話へ移りますが、先程申しましたように文書館はまだ始まったばかりで、すべてが課題であると言っても過言ではありません。

### 4-1. 実践的課題

特に実践的なこと、例えば目録はどういったように作るのが効果的か、非現用の法人文書を対象とする場合にどんな検索システムが適当であるか、個人情報保護も見据えた文書の公開基準はどうするかなど、考えなければいけないことがさまざまあります。その内の二つだけあげます。

一つは文書の選別・廃棄です。このあたりは歴史研究とは大分趣が異なる話です。文書館はものをどんどん捨てていく機関でもあります。つまり、文書館は、非現用の法人文書を毎年毎年受け入れていきます。今、京大の例で申し上げますと、非現用の法人文書が大体5万冊ほど受け入れて書庫にあります。他に個人資料等が5万点以上あって、合わせて10万点以上を持っていますが、昨年度非現用法人文書が約5,000点移管されました。移管され始めてから3、4年経ってますので、大体1年間に来るのは、ほぼそれぐらいのペースで落ち着いてきたと言えます。ところが、書庫のスペースは、もはや限界近くに達して

きているというのが現状です。図書館などで書庫を作る場合には、向こう10年間は大丈夫という形で作られるのが理想だと聞いていますが、京大の文書館は3、4年でもはやパンク状態だということです。責任ある管理をしていく上では、書庫のパンクは絶対避けなければいけないことですし、何でもかんでも取っておいてもすべてが歴史を伝えるものではないと私は理解しています。文書の何を残すか、逆に言えば何を捨てるか、そして捨てると決めたものを物理的にも廃棄していく作業がこれから本格的に必要なになってきます。

実は昨年度、文書を廃棄しました。昨年度はまだ本格的に考えるゆとりがなかったものですから、機械的な作業として、例えば出勤簿の類であるとか、見積・請求・領収といった負担行為書などを5,000ファイルくらい捨てました。ただ、5,000廃棄して5,000移管されたので差し引きゼロです。これからもっと本格的にきちんと基準を決めてやっていく必要があります。ある研究会でこう言いましたら、「捨てるとはけしからん」と大変お叱りを受けましたが、そのあたりは認識が違うと実感しました。

もう一つは電子化への対応です。京大は遅れているようですが、事務文書を全面的に電子化するという話があって、これまでに文書館は紙媒体を中心に文書を持っているわけですが、そのへんの概念が根本的に変わってくる可能性があります。物理的にも当然変わってきますし、電子化というのは非常に恐い部分があって、どの段階が完成されたものなのかわからないものもあります。おそらく実際の事務文書においては、重要な文書に関しては紙ベースのものが残るだろうと私は思っていますが、電子化への対応についてはこれから真剣に考えなければいけない問題であると思っています。

#### 4-2. 理念形として

そういった課題は多々ある上で、今後の理念形としてアーカイヴズ・文書館はどうあるべきなのかということ、私見としてお話しして終わりたいと思います。文書館活動は今、たいへん広がっています。ご紹介しましたように、資料の収集・整理を基本にしながらも、展示、教育、研究、現用文書の管理というふうに、どんどん文書館は役割を広げつつありますが、おさえておかなければいけない核、基本要件が当然あるわけで、その確認は何度もしていかなければならないと思っています。

その一つは、「組織運営のための資料」です。我々は、現在に至る大学の機関としての営みを示す資料を集めているわけです。そのベースが法人文書であるという理解はほぼ固まりつつあると思っていますが、それを補足する個人、例えば元総長が残したメモなど入りますが、そういった組織運営のための資料の管理をまずきちんとすることが、当然のことながら大学文書館の基本的な要件であろうと思っています。

なぜ、こんなことをわざわざ強調しなければならないかと言いますと、それすら十分にできていない現状があるということです。京大では非現用となった文書は規程では「すべて移管するものとする」となっていますが、実は100%来ているわけではありません。先程、5万ファイルあり、毎年5,000来ると言いましたが、本当にすべての非現用が来る

のであったら、倍の1万は来ると思っています。例えば、部局の教授会の資料などは来ません。やはり、部局としては使わないとしても出さないんです。中には鷹揚に出してくれる部局もありますが、ほとんど出さないというのが現状です。文書館はそこは無理強いしないで、部局との信頼関係を作っていくながら、「文書館は便利だ。いつ行っても見られるし、整理されている」となれば来るようになるだろうと、規程をふりかざして取ってくることはしないようにしています。京大もそういう状況ですし、他の文書館の状況を拝見するところ、きちんとした移管が行われていないところが多いと理解しています。ですから、組織運営の資料をきちんと管理するという大原則は、現在でも確認しなければいけないことです。

その際、非常に大きな書庫が当然、必要となります。それはできないところもあるでしょうから、最低限、どこに何がありどういうファイルなのかという情報の一元化は、文書館できちんとやっておくべきだと思います。極論を言えば、これまで申し上げたことと矛盾するかもしれませんが、文書館は箱が大事なのではなくて機能が大事であるということになります。組織運営のための資料のきっちりとした把握・管理が、まず一つ目の要件として求められるであろうと思っています。

二つ目は「閲覧の実施」です。大学の文書館は、組織運営のための資料を中心とした様々な資料を収集・整理していますが、それは勿論、閲覧に供するためにやっています。文書館は「情報公開法」の例外規定を受ける際に政令に基づいて申請を出しますが、その際、閲覧には基本的に制限を付けないことになっています。例えば、研究機関に附属する資料公開施設ですと、目的として「研究目的に限る」とか「学術利用に限る」などの条件を付けるところがあります。京大ではそれはしていません。そうするとその分、個人情報の管理が大変で、見せられる資料の幅が逆に狭くなるというデメリットもあります。どちらをとるかという問題ですが、京大では一般に公開をしていく、閲覧に供していくことを優先にしています。閲覧というのは広い意味では「公開」ということになります。広い意味での「公開」ということでは、例えば、展示を行うこと、資料集を編纂することも資料の公開になります。いま申し上げた展示や資料集の編纂は、編纂主体、つまりこちら側の主観、価値観が入って展開されるものですから、そこには一定程度の限界があるのはやむを得ないことです。ところが、閲覧というのは、個人情報の保護で見せない部分もありますが、基本的にはニュートラルな形でいろいろな方に見るチャンスを提供するというものですから、文書館としては一番、基本的な業務として考えなければいけないわけです。これも、例えば図書館の方にすれば当然のことですけれども、やはり、確認をしておく必要があります。文書館の担当者は研究者ですから、ともすれば自分でやりたがってしまいます。自分で本を作りたい、自分で研究したい、自分で資料集を出したい、自分で展示をしたい。勿論、それはそれでいいのですが、その前提作業としては自らが研究の主体ではなくて、閲覧に供することが業務だということをまず最初に考えて、その上でいろいろ事業を展開していくべきではないかと私は考えています。

ですから、どんどんいろいろな業務を広げてやっていくべきだと考えていますし、実際に京大の文書館でも潜在的な需要は非常にたくさんあると思っています。そういうところがあるのなら、資料を寄贈したい、取材したい、聞きたい、利用したいという方はたくさんいらっしゃると思います。そういう意味で、広い事業展開をしていくことは大いにやるべきであると思っていますが、それも二つの基本要件をしっかり押さえつつやっていく必要があるだろうと思っています。

### 【質疑応答】

(質問) 資料を廃棄する場合、綴の中を1枚1枚捲らないで1冊単位で廃棄するということですか？

(西山) 捲って確認をします。捨てるのは綴単位ですが、綴の中に1点でも残した方がいいものがあれば残します。

(質問) 閲覧者数は何人ぐらいでしょうか？

(西山) カウンターを通して一次資料を請求してもらい、個人情報などのチェックして応じるという閲覧を始めてちょうど1年経ちましたが、約40名です。さらに閲覧室へ一般的来室されて、そこにある広報類などの資料をご覧になった方は340名ぐらいです。

(質問) オープンスペースには何冊ぐらい出てますか？

(西山) だいたい置いてあるのが、辞典類、他大学の年史類、京都大学が出している学内刊行物など、300~400冊ぐらいです。

(質問) 閲覧前に、どのような個人情報チェックをしていますか？

(西山) マスキングをします。資料の請求があると書庫から持ってきて、大学文書館の教員が1枚1枚ファイルの中身を見ていきます。事前に決めた基準に従って、例えば、人名であれば見えないようにそこに黒付箋を貼ります。

(質問) 付箋は剥がせば見えますが？

(西山) それはやむを得ません。

(質問) 日常はどんな仕事をしていますか？

(西山) 今は、年度の終わりに来た文書の整理に明け暮れています。準備作業から運送屋による移送、配架と、結局、1年の半分ぐらいはかなりの日数を割かれることになります。あとは個人資料が寄贈されますので、そういった整理作業が業務の中では一番多いです。

(質問) 普通、過去に遡る資料を扱うのは生産性がないように捉えられると思います。市町村の小さい図書館とか役場では、手間暇かけてお金かけるということを説得できないと思います。大学内で共通認識を得られているのは素晴らしいのですが、北海道の弱小市町村の年史編纂のいろいろな部署の話を知ると、非現実的な話の

ように聞こえたというのが感想です。

- (西山) 大学でも別に決して同じ問題がないわけではなく、文書館があるのは全国の大学のごく一部です。同じように、戦後新しくつくられた大学では5、6年前に一斉に50年を迎えて50年史が出たわけですが、そのほとんどは解散しています。それが一方の現実であると思います。
- (質問) 文書のライフサイクルの中で、現用文書の年限がきたら全て文書館に移管されて、文書館の判断で捨てるか保存するかを決めるというルールだと思うのですが、それがどこまで貫徹するかはやはり文書館と本部あるいは部局などのある種の力関係に負うところがあるのではないかという気がします。そうでなければ素晴らしいことだと思いますが、多分、どこの大学でも事務局や部局に対する文書館の権威といったものが問われるのではないかという気がするのですが、そのあたりを他の大学の例などもご存じでしたら教えていただきたいのですが。
- (西山) おっしゃる通りの部分が非常に大きいと思います。京大の場合は、原則としては無理強いはいしない形で徐々に信頼関係を作っていく方策をとろうというのが館長以下、文書館の共通認識です。ただ、おそらく京大の学内にも「情報公開法」の時に全部把握したと言いつつも、その時に把握しきれなかった文書がたくさんあるということは容易に想像できます。それだけではなく、移管されているリストと現物が合わないことが非常に頻繁にあります。大体1割から2割、5000来た内800余りが合いませんでした。毎年それぐらい合いません。リストにないものが来るのはいいのですが、リストにあるものが来ないことがそれぐらいあります。それをもう1回照会をかけてもなかなか返事がかえってきません。実態としてはなかなか100%うまくいっているという状況ではないわけです。それは、例えば、移管の時期を事務がとても忙しい年度末に設定していることも難点であると思います。年度末はそもそも忙しいのにそういうことに時間を割くのはかなわないとか、次に照会をかけるときには新年度になっているから担当者が変わっていて分からないといったこともあります。それから、一番最初に部局から移管した時には説明会をやりましたが、その後はルーティン的にやっています。それもまたしっかりやった方がいいなど、そういう地道な仕事をしながら徐々に、先程、力関係をおっしゃいましたが、信頼関係を作り上げていかなければならないと思っています。他の大学のことはあまり申し上げることができないのですが、各大学のホームページに現用文書のファイルが検索できるシステムができていて、その数をいろいろな大学について比較した方がいらっちゃって、言われたのは「大学の規模を考慮しても京大は多いですよ。京大が一番まじめにそのベースをおやりになったのではないですか」と。そのベースをやっていないところが実は大多数で、そうしないと文書館は骨抜きになってしまっていて、そのあたりのところを実態として考えていかなければならないと思っています。

- (質問) 箱よりも機能だとおっしゃったのはよく分かるのですが、ただ、箱の大事さを京都大学は言うて欲しいと思います。潜在的な需要があるということの関連で言うと、文書館はサービス機関ですからレファレンスが非常に大事だと思うんです。閲覧・展示・調査・研究の中の調査に当たるのかもしれませんが、レファレンスに応じますという形の、ある場合は情報公開室へ行って下さいとか、ある場合は部局へ行って下さいとか、そういう振り分けの窓口にもなりますよとか、そういう外に対して、例えば卒業生に対して、卒業生は色んな事を聞きたいんだと思うんです。けれど、窓口がないですね。「情報公開」というのを通ってではなくて、やはり文書館を通過しているんな対応を求めてくるというのが、とても相応しいのではないかと思うので、そのへんの位置付けはどうでしょうか？
- (西山) レファレンスは非常に多くなっています。例えば早稲田は年間400件とも聞いていますし、東大でも200件を超えているそうです。京大も多い月で20件ぐらいありました。マスコミ関係もありますし、卒業生、部局事務、飛び込みで来られる方もいらっしゃいます。最近は、広報担当から歴史的なことはすべて文書館に回ってくるようになって、正直、重荷になることもありますし、なかなかマニュアル化しにくい部分がある分野ですが、非常に重要な側面であるだろうと思っています。マスコミで言えば、もうすぐ夏が来ますので、戦争関係で何かないですかという問い合わせがよくあります。狭い意味での「閲覧」だけでなく、サービス機能をもっとアピールしていく必要があると思います。
- (質問) 組織運営のための資料が基本であるとか、学長などの個人資料でも大学としての営みに絞っているという話だったのですが、私のイメージとギャップがかなりあります。例えば、京都大学のような大きな大学の場合は、大学を超えた社会的影響力を与えた人物、ノーベル賞受賞者とか政治家になった方などの個人資料はかなり面白い貴重な資料となると思うのですが、そういうのも大学アーカイヴズの対象とはならないのでしょうか？
- (西山) 個人的には、優先順位は低いと考えます。
- (質問) 海外の大学アーカイヴズの場合は、むしろそういうものを蔵書類として集めているところがあると思うのですが、日本の国立大学の文書館は集めない機関と考えた方がよろしいでしょうか？
- (西山) 他大学のことは何とも申し上げられません。例えば、広島大学はかなり広い方向性をとっていて、広島は被爆地という特殊性もあるのですが、文書館の仕事として、元広島市長へのオーラル・ヒストリーをやったり、資料を集めたりしていると聞いています。そのあたりは微妙に解釈が違っているようですが、京大はかなり禁欲的な方です。
- (質問) アーカイヴズという言葉は、大学運営に限って見たとしても、文書以外のものもあると思うのですが、アーカイヴズというのはあくまでも文書に絞っているの

しょうか？

（西山） 必ずしもそうではないです。運営のためということならば別に文書に限りません。紙媒体でないものは、現実的な管理の方法なども変わってきます。実際、京大の文書館は総長の肖像画を預かっていますが、温湿度管理も考えなければいけなくなります。棚もそうです。媒体の性質で切っぴいこうと考えているわけではないです。

（にしやま しん／京都大学大学文書館助教授）

※本記録は、地域研究コンソーシアム情報資源共有化研究会第2回研究会（2005年6月18日、北海道大学）における西山伸氏の研究講演を、北海道大学大学文書館が録音資料をもとに編集した。